事　案　の　公　示

道路運送法施行規則第５５条の規定による事案の公示は次のとおりである。

事 業 種 別：一般乗用旅客自動車運送事業
事案の件名：一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定(変更)認可申請
公 示 番 号：近運自二公示第１６号

【意見の聴取申請に関する事項】

事案番号	申請者氏名又は名称	事　案　の　概　要	適用営業区域	備　考
1	京都タクシー株式会社	定額運賃 ＪＲ亀岡駅～コスモス園　普通車　片道 1,500 円 トロッコ亀岡駅～コスモス園　普通車　片道 2,500 円	中部交通圏 （京都府）	令和８年１０月１日 ～ 令和８年１１月３日

本事案に関して、道路運送法第８９条の規定による意見の聴取を行うので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から１０日以内に当局自動車交通部旅客第二課まで、同施行規則第５７条の規定による意見聴取申請書を提出されたい。

令和８年９月１日

近　畿　運　輸　局　長（公印省略）